**軽自動車税納税証明書（継続検査用）の発行について**

**■　軽自動車税納税証明書（継続検査用）**

毎年５月に送付する軽自動車税納税通知書兼領収証書に予め「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」がついておりますので、車検の際にはこの証明書をご利用ください。（金融機関等の領収印が必要）

　　ただし、前年度以前に未納がある場合は、納税証明書欄がアスタリスク表示となっているため、証明書としては無効です。

　　口座振替の場合は、６月に送付する「軽自動車税口座振替済通知書兼車検用納税証明書」をお使いください。

　●軽自動車税納税証明書（継続検査用）の再発行について

　　軽自動車税納税証明書（継続検査用）を紛失等した場合、無料で再発行できます。

　（注）

①軽自動車税の未納がある場合は発行できません。

　　②納付確認には金融機関等で納付してから２週間程度かかる場合があります。

発行を急ぐ場合は、納付書に領収印の押されたもの、口座引落しの場合は引き落とされたことが分かる通帳を持参し、交付申請してください。

　●代理人による申請の場合

　　①軽自動車税納税証明書（継続検査用）交付申請書に申請者の住所、氏名、連絡先及び標識番号等を記入いただく必要があります。

　　②申請者の本人確認書類（運転免許証等）が必要となります。

③委任確認書類として、車検証原本又は本人からの委任状が必要です。

●４月２日以降に登録の方の場合

軽自動車税は、毎年４月１日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。

したがって、４月２日以降登録された場合に、軽自動車税が課税されるのは翌年度からとなります。

ただし、４月２日以降にうきは市内を主たる定置場として取得し、当該年度に車検を受けなければならない場合であっても、軽自動車税納税証明書（継続検査用）の発行は行っております。

なお、名義変更などの手続きをして直ぐの場合（概ね１ヶ月以内）は、登録情報がなく、発行できない恐れがありますので、必ず名義変更後の車検証原本をご持参の上、ご来庁ください。

（証明書が発行できるのは最新の主たる定置場所在の市町村となります。）